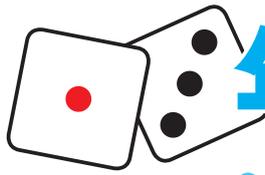


楽しい年金生活を過ごそう！



年金すごろく

～ 年金受給までの道のり～

成人、就職、結婚、定年など。国民年金は、人生の「転機」に大きく関わります。年金には、老後のためだけでなく、さまざまな生活の場面を補償する制度があります。この「年金すごろく」では、ライフステージと年金の関係をご紹介します。

厚生年金保険

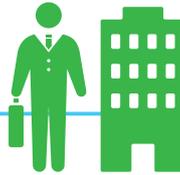


厚生年金保険は、国民年金に上乗せされて給付される年金です。
70歳未満であれば本人の意思に関係なく、加入することになります。

18歳 就職

20歳未満でも、厚生年金が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金に加入することになります。

厚生年金とは？



就職

スタート
高校卒業(18歳)

進学

結婚



退職して被扶養配偶者(年収130万円未満)になる場合、パートナーの勤務する会社を通して「第3号被保険者」になる手続きが必要です。第3号被保険者は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

20歳 国民年金に加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金担当の窓口で手続きをする必要があります。



18歳 大学入学

国民年金の加入義務がない年齢です。大学生活を楽しみます。



子どもができた



産前産後休業・育児休業期間は保険料が免除になります。厚生年金を納める人が産前産後休業また育児休業制度を利用した場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

22歳～ 就職

厚生年金に加入します。厚生年金の加入手続きは、事業主が行います。国民年金の学生納付特例期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。



20歳 国民年金加入

学生ですが、国民年金に加入しなくてはなりません。「学生納付特例制度」で、在学中の保険料の納付が免除されます。加入手続きも含めて、国民年金担当の窓口へ相談します。

手続きを行い、年金を受給。楽しい年金生活が始まります。

ゴール



20歳以上の子どもが交通事故

必死の看病の結果、無事退院。万が一、障がいが残った場合、本人が国民年金に加入していて、条件を満たしていれば、障害基礎年金を受給できます。



子どもが18歳になる

遺族基礎年金の受給期間は、子どもが18歳になった後の3月31日までです。遺族厚生年金は引き続き受給できます。



65歳～ 退職

60代前半で老齢厚生年金を受給している場合、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が届きます。必要事項を記入して、日本年金機構に提出する必要があります。

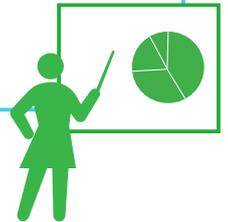


60歳 現役社員続行

老齢厚生年金を受け取る手続きをします。ただし「在職老齢年金」になるため、給料と年金の合計が一定額以上になった場合、一部または全部の支払いが停止されます。また、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るかの手続きも必要です。
※老齢厚生年金の受給開始は、生年月日で異なります。

再就職

自営業をやめて、会社に再就職。「第1号被保険者」から「第2号被保険者」に種別を変更し、厚生年金に再加入します。



パートナーの死亡

一家の働き手のパートナーが不慮の事故で急逝。遺族基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。また、保険料の納付も免除制度を利用することができます。



自営業を始める

「第2号被保険者」が退職した場合、本人と被扶養配偶者の加入種別が「第1号被保険者」に変更になります。市役所で手続きが必要です。



年金

加入・種別変更の手続きをお忘れなく

年金
フード
Check

国民年金には、加入種別が3種類あります。種別が変わるときには、手続きが必要です。

【第1号被保険者】

自営業をされている人や配偶者(年収が130万円以上の人)、20歳以上の学生が対象です。市役所で手続きを行います。

【第2号被保険者】

会社や官公庁にお勤めの人で、厚生年金に加入している人が対象です。勤務先で手続きを行います。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象です。配偶者の勤務先を通して、手続きを行います。

一般的な相談は「ねんきんダイヤル」
☎0570(05)1165
平日：午前8時30分～午後5時15分

毎月連載
しています！

被保険者の種別
とは？